

# スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ(第11回) 議事録

1. 日 時：令和8年3月10日（火）9:00～9:55

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）落合孝文座長、芦澤美智子委員、堀天子委員、富山和彦委員、  
間下直晃委員、  
岩崎薫里専門委員、大橋弘専門委員、川本明専門委員、瀧俊雄専門委員、  
藤本あゆみ専門委員、増島雅和専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 菱山大次長、宮本賢一参事官

（関係者）新発田龍史 金融庁企画市場局審議官

小長谷章人 金融庁企画市場局企業開示課長

倉持亘一郎 金融庁企画市場局企業開示課国際会計調整室長

4. 議 題：

スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討について  
（フォローアップを含む）

○宮本参事官 定刻となりましたので、ただいまから、規制改革推進会議第11回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループを開催いたします。

本日は、オンラインで開催しております。

本日のワーキング・グループは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてライブ配信を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料をご覧ください。

参加者の皆様におかれましては、会議中は画面をオンにし、マイクはミュートでお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言ください。

本日は、落合座長、芦澤委員、堀委員、富山委員、間下委員、岩崎専門委員、大橋専門委員、川本専門委員、瀧専門委員、藤本専門委員、増島専門委員が御出席です。

以後の議事進行につきましては、落合座長にお願いいたします。

○落合座長 落合でございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。本日は、スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討について、御議論いただきます。

本議題に関しまして、まず金融庁から御説明いただきます。

それでは、金融庁様、御発表をお願いできますでしょうか。

○金融庁（小長谷課長） 金融庁企業開示課長の小長谷でございます。

本日、御説明の機会を頂戴し、ありがとうございます。今、画面表示しております資料に沿って御説明させていただきます。

金融庁からは、スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理に関しまして、本邦の会計基準設定主体である財務会計基準機構、以下「F A S F」と呼ばさせていただきます、そこでの議論に至る経緯と、企業会計基準諮問会議及び公聴会の状況につきまして、これまでに開催された公聴会で聞かれた主な御意見を含めまして御説明いたします。

まず、資料の1ページを投影させていただきましたが、昨年3月に開催された当該ワーキング・グループにおきまして、スタートアップ関係者の方々から日本の会計基準におけるのれんの償却に関する問題意識について御意見を伺ったところでございます。同年6月に閣議決定された規制改革実施計画においては、スタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう検討プロセスも含めフォローすることとされております。

次に、2ページをご覧ください。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても本件に関する記載がございます。

3ページをご覧ください。改めまして御説明しますと、業界団体等が企業会計基準諮問会議に対しまして新たな会計基準の開発や既存の会計基準の改正についてテーマアップをすることから始まります。企業会計基準諮問会議は概ね3月、7月、11月の年に3回審議を行い、企業会計基準委員会（A S B J）に会計基準の開発について提言を行っております。企業会計基準委員会（A S B J）で公開の審議及び意見募集を行った上で会計基準を最終化し、最後に金融庁が当該会計基準を指定して初めて「一般に公正妥当と認められる企業会計基準」となります。

次に、4ページをご覧ください。のれんの会計処理の在り方の検討に関しましては、昨年7月に開催されました第54回の諮問会議におきまして、経済同友会をはじめとする方々からのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更を検討することが提案されております。のれんの非償却導入については、償却と併せて非償却も認める選択制の提案も含まれております。のれん償却費計上区分の変更につきましては、現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれん償却費を営業外費用または特別損失に計上することが提案されております。のれんの非償却導入は2027年度までの結論・措置に至るように、また、のれん償却費の計上区分変更につきましては2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討を行うことが提案されているところでございます。

これを受けまして、諮問会議ではのれんの非償却導入とのれん償却費の計上区分変更につきまして、会計基準としての改善が見込まれるかを確認するために。

すみません、ちょっと当方のインターネットが不安定になっていたようです。大丈夫ですか。

○落合座長 若干途切れそうになっているところもありましたけれども、基本的には聞こえていると思います。また問題がある時は御対処をお願いします。今のところは大丈夫です。

○金融庁（小長谷課長） 恐れ入ります。続けさせていただきます。

会計基準としての改善が見込まれるかどうかを確認するために、スタートアップをはじめとする関係者の方々への意見聴取をASBJに対して依頼し、これまで計8回、11コマに及ぶ意見聴取が行われてきたところでございます。なお、この公聴会は議論の場ではなくあくまで意見聴取の場であって、その意見聴取の結果を諮問会議に報告することを目的として実施されております。

次に、5ページをご覧ください。企業会計基準委員会（ASBJ）では、意見聴取を財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者を対象として、本テーマの提案を行った関係者や提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象として実施しているところでございます。意見聴取の登壇者は、テーマ提案者の方から推薦された方や関係団体からの推薦により選ばれておりまして、登壇者の中には個人の立場として発言されている方もいらっしゃるものと承知しております。

御説明資料の7ページと8ページにこれまでに実施された意見聴取の実績を記載しておりますが、昨年8月から本年2月までの間に計8回、11コマにわたって27人の関係者から多様な観点で御説明、質疑応答が実施されているところでございます。

今の5ページでございますけれども、このスライドに意見聴取事項を記載しております。のれんの非償却導入につきましては（1）から（3）を聴取事項とされ、（1）の中で償却と非償却の選択制を認めるべきか否か、非償却を支持しない場合には非償却の問題点についても聴取されております。また、（3）についてですが、昨年11月に実施された第55回企業会計基準諮問会議におきまして、IFRS任意適用企業に対して実務負荷を確認すべきといった御意見があったところ、第7回以降の意見聴取で追加されたものでございます。この中で、減損テストの取扱いの変更や取得原価の配分、いわゆるPPAの精緻化に伴って見込まれる実務への影響や懸念、連結子会社を含めた単体財務諸表の作成実務への影響が質問されております。そして、のれん償却費の計上区分につきましては（4）及び（5）を聴取事項とされております。

6ページをご覧ください。先ほど少し触れましたけれども、第55回の諮問会議が昨年11月に開催されております。ここでは昨年11月までの意見聴取の実施状況についてASBJより報告を受けて、意見聴取の状況や内容に関する諮問会議委員の感触や今後の進め方について意見交換が行われております。諮問会議委員からは、仮に日本基準においてのれんの非償却を導入する場合には、全ての企業に大きな影響を与え得ることから、その影響を見定めるため、日本基準を適用する他の企業やIFRS適用企業、中小監査法人などにも意見

を聴くべきといった御意見があったところでございます。

これを受けて、A S B Jでは追加で意見聴取が行われており、次回の諮問会議では追加で行われた意見聴取の結果を踏まえた御議論が予定されているものと承知しております。

次に、資料はなくて恐縮ですけれども、本日の議論の参考として、これまでに開催された公聴会で聞かれた意見の概要を御紹介させていただきます。

まず、のれんの会計処理については、賛同する立場、賛同しない立場双方から様々な御意見が聞かれたところでございます。具体的には、のれんの非償却を支持する立場の方々からは、のれんの定期償却がM&Aの阻害要因になっていることや、I P O価格に影響を及ぼしていること、のれんの償却年数に恣意性があることなど、のれんの定期償却の課題を指摘する声がありました。

また、のれんを一定期間で償却するより、経営環境や損益の変化に応じて減損テストにより評価を行う方が経営実態に合致した会計処理であること、減損テストにより事業計画を見直すプラクティスが蓄積され、企業の成長が後押しされ得るといった減損テストによる利点を評価する声もございました。

他方で、のれんを非償却とすることを支持しない立場の方々からは、のれんの非償却化により国内のM&Aが増加する証拠がないことや、のれんは時間の経過とともに減耗していくため、償却を行わないことは自己創設のれんの計上に等しいこと、また、バランスシート分析の観点で償却維持が有用な情報であるなど、のれんの定期償却の意義を評価する意見やM&A増加との関係を疑問視する声などがございました。

また、非償却とした場合にI F R Sと同等の厳格な減損テストや精緻な無形資産の識別を実施するための企業側の体制整備への懸念なども聞かれており、特に中小の監査法人からは企業、監査法人ともに十分な準備期間が必要との意見が聞かれております。

また、のれんの償却・非償却の選択制の導入は、単一の会計基準としての一貫性や比較可能性が損なわれること、また、企業の恣意性が介在し得ることから、反対する意見が大宗を占めておりました。

I F R Sを適用することにつきましては、I F R S移行の経済的な負担が大きく、日本基準にのれんの非償却を導入するよりI F R Sを適用する方がコストがかかるという声が聞かれました。また、I F R S任意適用企業からは、非償却とした場合に義務づけられる毎期の減損テストが企業と監査人の双方にとって大きな実務負荷があることとすとか、財務諸表の適正性を確保するための体制整備が必要であるとの意見が聞かれたところでございます。

のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用または特別損失とする御提案につきましては、のれんは営業活動として行う事業に関わるものであり、その償却費は営業利益と対応すべきであることから支持しないとの意見が大宗を占めておりました。

のれん償却前営業利益を表示することについてですが、個人投資家の観点から有用とする御意見や、財務諸表作成者の観点から低コストで対応可能であるとの御意見が聞かれた

一方で、機関投資家から非償却の導入と比べてその効果を疑問視する意見等が聞かれております。

経営者が定義した業績指標、いわゆるMPMに相当する指標を開示することにつきましては、定義と合わせた継続的な開示の充実は有用とする声があった一方で、恣意性への懸念や他社との比較の観点で効果を疑問視する意見が多く聞かれております。

意見聴取事項のほかにも、諮問会議ではのれんの非償却導入と併せて検討が必要な点として、企業買収時の無形資産の識別や固定資産の減損テスト、単体財務諸表への影響、会社法や税法といった関連する法制度との関係についても分析が必要であるとの意見が聞かれたところでございます。

これらに関しましては、今月開催される予定の諮問会議におきまして、F A S F事務局からの分析が示される予定と理解しております。

なお、のれんの非償却導入と併せて検討が必要な点について、諮問会議や意見聴取で聞かれた意見の内容を簡単に御紹介させていただきます。諮問会議や公聴会では一様に、のれんを非償却とするのであれば、のれんの非償却導入に関係する会計基準についてもI F R Sと同等のものとする必要があるとの御意見がございました。例えば企業買収時の無形資産の識別について申し上げますと、日本の会計基準とI F R Sともに識別可能要件を満たした無形資産の計上が必要となりますが、日本の会計基準に比べてI F R Sの方が無形資産の識別が精緻に行われておりまして、日本基準においてのれんを非償却にする場合には、無形資産の識別についてI F R Sと同様に精緻化が行われるべきとの意見がございました。

また、減損テストについて申し上げますと、日本基準では「減損の兆候」と呼ばれる一定の要件に該当しなければ減損テストが不要であり、また、減損を認識するかどうかにつきましても、割引計算を行う前のキャッシュ・フローと簿価との比較を行うなど、実務負担への配慮がなされており、I F R Sに比べて減損損失が認識されにくい会計基準となっております。

これに対して、I F R Sでは少なくとも年に1度減損テストを行い、割引計算した後のキャッシュ・フローが簿価を下回る場合に減損が必要となっております。さらに、減損テストの方法等を見直す場合、のれんのみならず他の固定資産にも同様に厳格な減損テストを適用する必要があると考えられることから、M&Aを行わない企業にも広く影響が及び得るところでございます。また、減損の取扱いは全企業の個別財務諸表にも影響が生じ得るところです。

以上のように、のれんの会計処理の在り方について様々な御意見が聞かれているところでございまして、当庁としても諮問会議において深度ある適切な議論が行われるよう、引き続きフォローしてまいりたいと考えております。

私からの資料の御説明等は以上になります。

最後に、金融庁審議官の新発田より、今後の議論に関して御説明させていただきます。

○金融庁（新発田審議官） 金融庁の審議官の新発田でございます。

小長谷より、のれんの会計処理の在り方の検討につきまして、これまでの議論の経緯と状況を御説明させていただきました。今、このページでございますけれども、11月の諮問会議のところで次回の進め方ということで、3のところでございますが、これまでに聞かれた意見等や、仮に非償却に変更する場合における云々とあって、次回の企業会計基準諮問会議においては本テーマに関する方向性に係る提案を示す予定と書かれていたと承知をしております。

この事務局提案に対して、その下にありますように、それから先ほど小長谷から説明がありましたように、まだまだ足りないところがあるということで、引き続き追加の公聴会を実施したという経緯であったと承知をしております。

したがってということではないのですけれども、次回の企業会計基準諮問会議におきましては、これまでに公聴会で聞かれた意見や情報分析を踏まえて更に議論が行われるものと理解をしております。金融庁としては企業会計基準諮問会議における検討プロセスとして丁寧かつ深度ある議論を行うために、更に幅広く情報収集を行う必要があると考えております。まだまだ議論が十分に尽くされているとは言い難いと考えております。

したがって、少なくとも3月の企業会計基準諮問会議を含めまして、複数回の審議を経て議論した上で結論なり方向性を示すことが必要なのではないかと考えております。

金融庁からは以上でございます。

○落合座長 そうしましたら、御説明どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、最初に私から質疑応答の前提となる事項について、既に御説明いただいた部分と重複する部分もあるかもしれませんが、2点ほど改めて新発田審議官にお伺いしたいと思います。

一点目ですけれども、先ほども御言及いただきましたが、御説明資料の8ページの中で次回の企業会計基準諮問会議の進め方として、これまでに聞かれた意見等や、仮に非償却に変更する場合における会計基準の見直し・開発の範囲／開発期間等について分析し、次回の企業会計基準諮問会議において本テーマに関する方向性に係る提案を示す予定が企業会計基準諮問会議事務局から提案されたとなっておりますが、既に金融庁として見ておられる部分について御発言いただいた部分もございしますが、改めて本件提案について金融庁にお答えいただきたいと思いますが、企業会計基準諮問会議における審議やその結論が出される時期の見通しなど、今後の流れについて金融庁としてどのようにお考えになられているか、先ほどお話しいただいたところもありますが、可能な範囲で御説明いただけるとありがたく思います。

二点目といたしましては、公聴会での議論についても、既に先ほど御説明いただいた部分もございしますが、意見聴取事項の1から5について様々意見が出ているという御説明を頂きました。他方で、公開情報の範囲で、御紹介可能な範囲でとは思いますが、主なもので先ほど御紹介いただけていないものがあれば、御説明いただきたいと思いますが、この

2点についていかがでしょうか。

○金融庁（新発田審議官） 新発田でございます。

先ほどのテーマのところでございますけれども、先ほど私からも発言させていただきまして、この方向性という言葉は11月の諮問会議における事務局の認識であるのではないかと私としては理解してございまして、定義がどうだということまでは確認はしておりませんが、あくまで11月の諮問会議の開催に当たって事務局でそういう認識であった、それを踏まえてそれぞれの委員の方から更に幅広く意見を聴取すべきだという御意見が出たという上で今に至っていると承知をしております。

したがって、いつ方向性の結論が出るのかというのはなかなか先が見通しづらいところがございますけれども、私どもとしては丁寧かつ深度ある議論を更に尽くしていただく必要があるのではないかと考えてございまして、少なくとも次回、今週の13日の諮問会議を含めて複数回の審議をしていただいて、結論に向けて議論していただく必要があるということでございます。

結論の時期につきましては、まさにこれから何を追加することになるのか、あるいは何を追加で意見聴取する必要があるのかといったことも含めて審議していただくことだと思いますので、私どもの立場で何か申し上げることはできませんけれども、我々としても、もともとの規制改革実施計画にもありますように、丁寧かつ深度ある議論がなされるようにフォローしていくというのが私たちに課せられた使命でございますので、引き続きそれを果たしていきたいと考えているところでございます。

追加の論点のところは、よろしければ小長谷から説明させたいと思います。

○金融庁（小長谷課長） 今、落合座長から御質問いただいた二つ目の点、公聴会で出た主な意見というところがございますが、いかんせん8コマ11回でかなり多くの情報があるので、まとめ切れているかどうかというところは自信がない面もありますが、先ほど私から御説明した点で、公聴会で出た主な御意見は御紹介できているかなと考えているところです。

○落合座長 承知しました。ありがとうございます。

では、私からは以上でございますので、御発言を希望される方がおられましたら、挙手をお願いいたします。本日、時間の都合がございますので手短に、できる限り1分程度で御発言をお願いできればと思います。

では、芦澤委員、岩崎委員、続けてお願いいたします。

○芦澤委員 芦澤でございます。

金融庁様に御説明いただきましてありがとうございます。質問させていただきたいと思っております。先ほど新発田審議官から議論が尽くされているとは言い難いというお話がありまして、3月に諮問会議で結論ということよりは、もう少し議論が続いた方が良いのではないかと考えていらっしゃるということと理解しています。

その意味で2つ質問がありまして、1つ目は、議論が尽くされていないというところに

ついて、私もその印象を受けておりますところ、特に反対という形で述べられた方の中で個人の意見ですという前提を強く置いた上で意見をされていた方が多かった印象を受けておまして、こちらはその認識でよろしいのかどうか。賛成派というか、最初に持ちかけた方は団体十何社という形、それから組織経営者のようなところで話を持ちかけているのに対して、この反対の方々は特に団体だったり、それから会社の経営を担う方からの意見というのをしっかり述べていただくということが必要なのではないかとということについて、どうお考えかということをお聞かせいただきたい。これが一点目です。特にIFRSを会社として取っているにもかかわらず、それを非常に否定するような意見を個人として述べているということに大変な違和感を持ちまして、そうしたものについてどのように考えたらいいかということところが一点目の質問です。

それから二点目ですけれども、とはいえ、いたずらに延ばすのはよくないのではないかと、思いうちで、次の諮問会議は7月だと思いますが、こちらのあたりに議論がされてくるような流れになるのかどうかということの見通しというか、御意見をお伺いしたいです。2027年度にスタートアップ育成5か年計画が終了年度になりますけれども、我々のもともとの問題意識を基になるべく迅速な会議と結論という形で進んでいただきたいと思う中で、そちらについて意見を伺わせてください。

私から二点です。

○落合座長 ありがとうございます。

岩崎委員もお願いいたします。

○岩崎専門委員 岩崎です。私は金融庁様に公聴会の様子につきまして二点伺いたいと思います。

一点目は、先ほど金融庁様からものれんの定期償却がスタートアップのM&Aの阻害要因になっているという意見が出たとのことですが、もう少し具体的にどのような意見だったのかということが一点目。

二点目は、のれんの非償却が先進国の間で拡大しているにもかかわらず、日本は定期償却を固持していることにつきまして意見が出たかどうか。もし出ているならば、どのような意見だったかを教えていただけますか。

以上です。

○落合座長 では、金融庁様、今の芦澤委員からの2点と岩崎委員からの2点をお願いいたします。

○金融庁（新発田審議官） では、まず芦澤先生の質問に対して新発田からお答え申し上げたいと思っております。

議論が尽くされているかどうかということをごさいますけれども、様々なお立場で皆さんの発言があったと理解しております。明示的に個人の立場でお話しになった方も数名いらっしゃると思いますし、他方でそういったどういう立場でということをおっしゃらずに御発言されたという方もいらっしゃると思います。それから、それこそ芦澤先生も含め

て学者の先生、あるいは士業の方など、そもそも組織か個人かということではなくて、まさに個人として御活動されているという方もいらっしゃる、そういう方はそれぞれそういう立場なのだと思いますが、まさに芦澤先生もおっしゃられたように、そういった点も含めて議論が尽くされているのかということも御意見としてはあると承知しておりましたので、そういった点も含めて更に議論を深めていくというか、あるいは立場を鮮明にさせていただくといったことも含めてやっていく必要があると思っております。

性急に議論ができるものではないということもごさいすけれども、他方で本件は喫緊の課題ということもごさいすので、私どもとしてはなるべくしっかり充実した議論をしていただいて、なるべく早期にということではごさいすけれども、こちらにつきましては私どもからいついつという期限を切ったような形で議論を促すということはなかなか難しいということは御理解を賜ればと思います。

他方で、こういった規制改革推進会議の皆様御意見も含めて、こういった御意見があるということにつきましては、しっかりFASFの事務局なりメンバーの方にもお伝えしていきたいと考えてごさいす。

一旦私からは以上でごさいす。

○金融庁（小長谷課長） そうしましたら、岩崎委員から御質問いただいた点のまず一つ目、M&Aの阻害要因となっているというところの具体的な意見ですけれども、基本的にはのれんの償却費がPL（損益計算書）にヒットするので、それによって阻害要因になっているという御意見があったものと承知しているところです。

また、定期償却を維持していることに関してどういう御意見が出ているかというところを御紹介しますと、のれんは超過収益力を表すものでごさいすので、競争の進展によって通常はその価値が減価する費用性の資産であるといった点や、規則的な償却を行う方法によれば、企業結合の成果たる収益とその対価の一部を構成する投資消去差額という費用の対応が可能となる点、あと、これは先ほども申し上げた点かもしれませんが、企業結合により生じたのれんが時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性がある点といった点が意見として指摘されている点だと承知しております。

○落合座長 御説明ありがとうございます。

あと、たしか岩崎委員から諸外国との比較の点もあったように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○金融庁（倉持室長） 金融庁の倉持ですけれども、その点につきましてはこちらから御回答させていただきます。

御質問いただきました、非償却が先進国で進んでいる中で日本が償却を維持していることに関して何か議論があったかという御質問だったと理解しておりますけれども、この点については特段議論が行われていないと理解しております。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

時間がございますので、今日は更問は省略させていただいて、御質問が追加である場合には事務局を經由してお願いしたいと思います。

では、大橋委員、川本委員、続けてお願いいたします。

○大橋専門委員 ありがとうございます。

御説明の中でもF A S Fへの第54回の会議での提案の話があって、その提案理由を見ると、3点挙げられているという認識です。まず、海外と比較した時の日本の会計基準の国際的なコンバージェンスについて対応するべきということ、無形資産型ビジネスモデルへの適合性、最後がスタートアップを含めた日本社会の課題を解決するための今回の提案ということなのですが、御紹介いただいた公聴会や諮問会議での御議論はこうした提案理由とマッチした形で審議が行われているのかというのが一点、また、今後、本テーマに関して方向性を提案するということなのですが、仮にこうした提案に沿った議論がなされていない場合は、こうした方向性としてこの三点というのはしっかり今後入るような感じになるのかどうかという二点をお伺いできればと思っています。

○落合座長 ありがとうございます。

では、川本委員もお願いいたします。

○川本専門委員 川本です。

金融庁さん、今日は御説明大変ありがとうございます。私からは2点質問がありまして、いずれも諮問会議やA S B J、今日の議論になっているテーマを審議されている会計の会議についてなのですが、メンバーを拝見していると、企業のいわゆるこういった会計基準のユーザーとしての御意見としては、メンバーの方は非常に社歴の長い、恐らく50年以上の企業が占めているという状況だと拝見しております。こういったことについて、言うまでもないことなのですが、今、経済はすごいスピードで変化をしているということですので、日本経済全体としては社歴の短い企業もどんどん新しいメンバーとして入っていく、新陳代謝が起こるといことが非常に望ましいわけですし、そういう意味では日本全体の望ましい会計基準というのを議論する上で、社歴のもう少し短い、少なくとも10年とか10年以内といった企業もここにメンバーとして入らないと、バランスの取れた結論にならないのではないかと外部から見ていると考えるのですが、その点について現在の委員の構成メンバーという点で御懸念を持っておられないのかという点をお聞きしたいということと、二つ目は、そういう意味でも、ちょっと純粋な質問なのですが、こういった委員の方の任命については最終的にどなたが任命責任を負われているのかというところについて御教示いただけたら幸いです。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

金融庁様、今の2点についてお願いいたします。大橋委員から2点と、川本委員から2点、それぞれお願いいたします。

○金融庁（新発田審議官） 新発田から、担当者が分かれて申し訳ないのですが、

川本先生から A S B J なり F A S F の構成について御質問があったということでございます。企業会計基準諮問会議や A S B J の委員は、理事会において選任をされるということでございます。F A S F は公益財団法人でございますので、理事会の理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に則り評議員会において行うこととされるということで、まさに一般社団法人・公益社団法人としてのガバナンスの仕組みがあるということでございます。したがって、金融庁<sup>1</sup>の方で何か監督する、あるいは選任に対して同意をするといったものにはなっていないということでございます。

しかしながら、このメンバーにつきましては、まさに会計基準の議論を尽くしていただくということでございますので。

○落合座長 新発田審議官、今、少し音声飛びましたので、メンバーはというところから再度お願いいたします。

○金融庁（新発田審議官） ガバナンスのところはお答えできたと思いますので、メンバーのところにつきましては、利用者、作成者、監査人、学識経験者といった市場関係者のバランスを考慮して選考されていると理解してございます。そういう意味で、社歴云々という話もございましたけれども、まさに A S B J は国内の会計基準の開発なり国際的な会計基準の開発に日本として知見を提供していくということをやっておりますので、まさにそういった非常に会計に詳しいような方、あるいは新しいサービス、経済なり無形資産といったものに対して知見がある方がいらっしゃれば、当然入っていただきたいなと思っております。

いずれにしてもそれも F A S F が決める話ではございますけれども、あくまで会計基準の開発という専門的なテーマに特化したものでございますので、そういった点の知見が求められているということだと認識しております。

加えて、そういった点を議論するに当たって、まさに今回、委員の中だけで議論することではなくて、先生方から、あるいはこの会議からいただきました問題意識を踏まえて議論するという観点から、まさに公聴会ということで幅広く、委員に入っていない方の意見も含めて、今、聴取をしていると認識しているところでございます。

○金融庁（小長谷課長） ちょっと当方の W i - F i が弱いので、しゃべらない時は画面オフにさせていただいております。

大橋委員から御質問いただいた、提案者の3つの提案理由に沿った議論がなされているかという点でございますけれども、大橋委員から御指摘があったとおり、まず一つ目の国際的なコンバージェンスという観点では、昨年7月の諮問会議において事務局からも I F R S と米国基準の動向を紹介されておりました、仮に非償却とする場合に I F R S 並みの無形資産の識別の精緻化や減損テストの方法の見直しが必要との御意見があったと認識し

---

<sup>1</sup> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第3条の規定により、所管する行政庁（内閣総理大臣）が監督を行うこととされていることから、誤解を避けるため「政府」を「金融庁」に修正。

ております。先ほど私の発言の中で申し上げたとおりです。

あと、二点目の近年の無形資産型ビジネスモデルの観点でも、一部の委員から提案理由に同意する旨の御発言があったと承知しているところです。

三点目の日本の社会課題への対応という点ですけれども、提案理由を踏まえて委員からは企業に対して意見聴取を実施すべきとの御発言があったと承知しております。ただ、会計基準レベルのテーマ提言をするか否かにつきましては、5つの考慮要件に従って検討がなされるものでございまして、これはFASFが公表しているものですが、必ずしも提案理由そのものが審議対象となるとは限らないものと理解しているところでございます。

○落合座長 それでは、御説明ありがとうございます。

残り時間も大分短くなってきておりますので、富山委員、増島委員、堀委員までまとめて、できればそれぞれ1分程度でお願いいたします。

○富山委員 富山です。

これはどちらかというと質問というよりはコメントですが、結局、今の話を聞いていると、委員の方々はある種専門的にディテールに深いことは分かっているけれども、言い方はちょっときつくなるけれども、今の話を聞いていると結局目線が低い、狭い、古い、そういうメンバーでやっているという印象です。そうになってしまうのですね。

ここでの問題設定は、目線を上げないと、目線を広げないと、目線を新しくしないと、多分議論が進まないのですよ。なので、公聴会を聞いていても僕はずっと議論がかみ合っていないなと思っているのです。要するにずれてしまっているのですよ。なぜ聞くポイントがずれるかという、申し訳ないけれども残念ながら諮問委員の多くの方が低い、狭い、古いのですよ。今、AIなどもものすごく発達していますね。今は、AIを使えば、減損テストなんて楽勝ですよ。あんな話は瞬時解決です。だけれども、あの委員の先生たちも歳だから、多分使っていないのではないかな。

何が言いたいかという、要するに、金融庁の側は現状まだ不十分だと思います。だって、狭くて古い議論をしているので。だから、そこは引き続き続けるということに関しては私も賛成なのですけれども、長期的にはこのプロセス自体をどう考えるかというのを僕は議題にしていた方が良いと思っています。要するに、とにかくずっとこれは10年後、20年後も同じ議論をしていると思うので、私からのコメントです。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

では、増島委員、お願いいたします。

○増島専門委員 シンプルに二点です。

1つは、まず広くに影響がありますよというのはすごくおっしゃるとおりだなと思っているのですけれども、ある意味、いわゆるグローバル企業の方はIFRSに行かれていて、中小企業、中堅企業が残っている。この中小企業、中堅企業というのは、昔の日本の中小

企業政策もそうでしたけれども、いわゆる中小企業とスタートアップをごっちゃに議論するという傾向がずっとあるのですね。いわゆる中小企業というのはちゃんとしたタンジブルなアセットを持っている人たちで、スタートアップの人たちは知財を持っている人という話になっていまして、この2つをごっちゃにする議論をすると政策が上手く回らないというのは10年ぐらいやっていて、ようやく最近スタートアップというものについて議論しましょうという話で政策が動いていると承知をしておるのですけれども、会計の方々がそういう形で中小企業のところをちゃんと切り分けた議論ができているのかというところでございます。

特に金融庁さんにお伺いをしたいのは、金融機関さんのある意味傘下と申しますが、傘下であるところの取引所もグロースとスタンダードで分けていらっしゃいます。それぞれが別のガバナンス、別の市場で、その市場の中で株価をめぐって競争しているという形になっているわけで、それがあある意味タンジブルアセットを重視した安定的な成長をされるいわゆるスタンダード市場の企業さんと、知財を重視するグロースの企業さんという構図になっているはずなのですけれども、この辺の構図の議論がきちんと会計の議論の中で反映をされていたかどうかというところについて一点教えてくださいということです。

もう一つは形式的な話ですが、議論がなかなかコンセンサスに至るのが難しそうだという話になっているわけですが、コンセンサスに至らないということは結局この議論がなくなってしまうという流れなのではないかと思っているのですが、このコンセンサスがある、ないというのはどういう状態なのか。要するに一人でも反対をしているとそれが成立しないということなのか、これは決議要件の話ではなくて実務の話をしております。ここはどのようになるのかという点について教えてください。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

進行に関して、金融庁様方にですけれども、あと、堀委員も手が挙がっておるのですけれども、ちょっと時間が延びてしまうのですけれども、そこまで御質問いただいて御回答いただいてから会議を終了という形にさせていただいても大丈夫でしょうか、金融庁様。

○金融庁（新発田審議官） 結構です。

○落合座長 ありがとうございます。

では、堀委員も御質問をお願いいたします。

○堀委員 恐れ入ります。端的に申し上げます。

意見を様々聞いていただいたということで御紹介いただきましたが、まだスタート地点ではないかという印象です。提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるようにというのが閣議決定された計画文書だと思います。果たして議論が深まっているのかということが疑問です。

例えばのれんを非償却とすることも選択制とすることについては会計の不安定ということを理由に反対された意見があると御紹介いただきました。しかし、不安定というのはど

うということなののでしょうか。日本基準や I F R S 基準など様々な複数の基準があり、会社の選択の問題だと思います。弊害がどこにあり、どのような方策を講じれば弊害を防止できるかの具体的な議論に進むべきだと思います。

この後、金融庁様には、どのように具体的な議論の深化につなげていくのか、その計画を教えていただきたいと思います。

○落合座長 ありがとうございます。

では、金融庁様、富山委員は御意見でしたので、増島委員、堀委員のそれぞれの御質問についてお願いいたします。

○金融庁（小長谷課長） まず、増島委員から御質問いただいたコンセンサスのところでございますけれども、御理解のとおり諮問会議では審議の結果、テーマについて A S B J にテーマ提言を行うか否かのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合に A S B J に対して提言を行う、あるいは提言に至らなかったテーマとして記録することとされておりまして、このコンセンサスの意味するところでございますけれども、基本的には全員の同意というものを想定しているものと認識しているところでございます。

○金融庁（新発田審議官） 新発田でございます。

堀先生から御質問いただきましたけれども、まず会計基準の不安定という話がございます。私どもが解釈するべきかどうかというのはありますけれども、さっき小長谷からの説明にもありましたけれども、のれんの償却・非償却の選択制というものにつきましては必ずしも支持をする意見はほぼなかったと考えておりまして、それはまさに会計基準というものが物差しであると、物差しであるがゆえに部分的にどちらを取っても良いということになると物差し自体の信頼性がなくなるといった観点からの御意見があったと承知しております。

その上で、後段の御質問につきましては、私どもも堀先生と同じような意見というか、まだ尽くされていないと思っております。結局どこまで説明を尽くしたかということにつきましては、ある意味主観みたいな話になってしまうのかもしれませんが、先生方も含めて色々今御意見があるスタートアップ側のテーマアップに際して抱えておられた問題意識が必ずしも腹落ちするような形になっていないということでございますれば、そういった点も含めて更に議論を尽くしていく必要があります。

○落合座長 すみません、尽くされておりますの後、またちょっと飛んでおりました。

○金融庁（新発田審議官） 早口ですみません。会計基準の議論を更に尽くしていくということでございます。

会計基準の設定について独立性が認められているというのは過去の歴史的な経緯もありまして、これは守っていく必要があるのではないかと考えておりますが、他方で、独立していればどういうことをやっても良いということでもございませぬので、まさにそれがゆえに更にきちんとした説明責任を果たす必要があると考えてございます。具体的に何か、ここで今、私どもから具体的な進め方についてお話しできるものはございませぬけれども、

今日の会議で頂いたような問題意識をしっかりと伝えてまいりたいと考えてございます。

○金融庁（小長谷課長） あともう一点、最初に増島委員から頂戴していた一つ目のお尋ね、中小企業とスタートアップをごっちゃにして議論するのではなくて、そのところを切り分けてというお話は一般的におっしゃるとおりかと思うのですがけれども、他方で会計の世界では、基本的に規模に関係なく一本のルールで行うというのが原則であると認識しております。国際的にも例えば会計基準を非上場と上場で分けることというのは認められている場合も諸外国でございますけれども、上場している市場で複数の基準を認めているという事例はほとんどないものと認識しております。基本的には最初に申し上げたとおり、大企業、中小関係なく開発するものと認識しているところでございます。

○落合座長 ありがとうございます。

それでは、一通り御説明もいただいたと思いますので、本日の議題に関する議論はここまでとしたいと思います。委員、専門委員の皆様におかれましては、時間の制約で発言できなかった御質問等があるかと思っておりますので、そういった御質問等については事務局に対して3月12日木曜日までに御連絡をお願いいたします。事務局から金融庁へまとめて連絡いたします。

そうしましたら、本日は議題としてスタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討について御議論いただきました。その中で、金融庁からフォローの状況として、次回企業会計基準諮問会議（3月13日開催予定）以降において、これまでに公聴会で聞かれた意見や情報分析を踏まえて事務局から方向性が示される見込みであること、金融庁としては企業会計基準諮問会議における検討プロセスとして丁寧かつ深度ある議論を行っていただくため、更に幅広く情報収集を行う必要があると考えられており、少なくとも3月の企業会計基準諮問会議を含めて複数回の審議を経て結論が出されるべきと考えているということが述べられました。また、金融庁からの説明、質疑応答により、企業会計基準諮問会議においてはスタートアップのみならず幅広い企業に関わる観点で審議がなされるということが確認されました。

本日の委員との質疑の中では、諸外国との関係で立場を比較するなど、様々な観点での会計基準に関する議論が深められているか、様々な立場の企業の意見が取り入れられた議論がされているのか、のれんの会計基準の議論開始に至った経緯を踏まえてその提案内容に沿った議論がなされているのか、どのようにこの説明責任を果たしていくような議論が展開されていくのかなど、現状の議論の状況について様々な質疑がなされました。

また、企業会計基準諮問会議の議事の進め方についても、増島委員からも御質問があったように、様々な観点でのこののれんに関する議論の進め方について意見交換がなされました。

こうした説明や議論を踏まえ、今後、金融庁に検討いただきたい内容として申し上げます。金融庁におかれましては、本件、令和7年6月の規制改革実施計画に定められたのれんの会計処理の在り方の検討について、本日の議論も踏まえつつ、引き続き適切な議論が

行われるよう、検討プロセスも含めてフォローしてください。

本日は金融庁におかれましては御説明及び質疑応答に御対応いただきありがとうございました。

以上で議事は全て終了しましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

次回の日程等につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

速記、ユーチューブはここで止めてください。